

令和 6 年 度

伊 勢 崎 市 内 部 統 制
評 価 報 告 書 審 査 意 見 書

伊勢崎市監査委員

(公 印 省 略)
伊 監 第 3 9 - 2 号
令 和 7 年 8 月 5 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄 様

伊勢崎市監査委員 光 山 喜一郎
同 高 田 嘉 郎
同 長 沼 宏 泰

令和 6 年度伊勢崎市内部統制評価報告書に関する審査意見の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定により審査に付された令和 6 年度伊勢崎市内部統制評価報告書について審査した結果、次のとおり意見を提出いたします。

令和 6 年度伊勢崎市内部統制評価報告書審査意見

第 1 審査の概要

1 審査の基準

本審査は、伊勢崎市監査基準（令和 2 年伊勢崎市監査委員訓令甲第 1 号）に準拠し実施した。

2 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法第 150 条第 5 項の規定による審査）

3 審査の対象

令和 6 年度伊勢崎市内部統制評価報告書

4 審査の期間

令和 7 年 7 月 7 日から同年 8 月 5 日まで

5 審査の着眼点

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主な着眼点とした。

6 審査の実施内容

令和 6 年度伊勢崎市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為において得られた知見を利用した。

第2 審査の結果

1 審査の結果

令和6年度伊勢崎市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

なお、令和6年度伊勢崎市内部統制評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間中において運用上の重大な不備が把握され、当該不備に係る財務事務については、内部統制は一部有効に運用されていなかったが、既に再発防止策が講じられていることを確認した。

2 審査の意見

- (1) 内部統制制度は、組織として、リスクがあることを前提として、適正に業務を執行する組織的な取組が徹底されることにより、マネジメントが強化されるとともに、政策的な課題に対する重点的な資源の投入を可能にするものであるが、その制度の目的を理解せずに、組織としてリスクがないと判断し、リスク対応策を何も考えていない部局が多く散見された。

内部統制を有効に機能させるには、組織や職員一人ひとりが、内部統制への理解を深め、主体的に取り組むことが重要となる。市においては、導入初年度であり、まだ内部統制が浸透していないと思われるため、今後の研修や通知等による職員の意識向上に積極的に取り組まれない。

各所属と監査委員が考えるリスクの認識に差異があったため、今後はリスクへの認識のすり合わせを行い、整合性を高められるような機会を設けられたい。

また、共通の業務を行う所属では、発生する可能性が高いリスクに対し、リスク対応策の情報共有を図り、効果的に取り組むよう工夫をし、内部統制が有効に機能するよう努められたい。

- (2) 各所属におけるリスクの評価手続きについて審査を行ったところ、評価基準が不明確なため、分析・評価シートの記載に差異が見られた。評価の判断となる基準を策定し、統一化を図られたい。

また、内部統制の重大な不備に関しても、判断に至るまでの手続きに客観性を持たせられるような、明確な判断基準の策定を検討されたい。

- (3) 令和6年度は、運用上の重大な不備が発生し、内部統制は一部有効に運用されていなかった。今後、内部統制制度の実効性をさらに高めることにより業務の適正化が図られ、市民から信頼される行政運営となることを期待する。